

株式会社アイランドボート御中

レンタルボート誓約書

- 借主(船長)は、2級以上の有効な小型船舶免許を所有しています。写しを提出します。
- 船長と同乗者は暴力団員、その親交者、暴力行為の常習者ではありません。
- 営業目的ではありません。
- レンタル中は株式会社アイランドボートからの指示に従います。
- 損害保険加入している保障範囲を確認し、保障外の損害については負担します。(約款)
- 同乗者も含めライフジャケットは必ず着用します。子供の乗船の際は子供用を使用します。
- 携帯電話は必ず通話できる状態で携帯します。(留守番電話は解除します。)
- 定置網や浅瀬等航行に支障がでるおそれの場所を確認し、距離をとります。
- 漁港・堤防・磯・テトラポットへの係留や上陸は一切しません。
- 許可された以外の船内の備品は使用しません。許可されたものでも破損時は弁償します。
- 帰港時間を厳守し、天候や故障等やむを得ない場合以外の延長はしません。
- ごみは海に捨てず又船に残さず必ず持ち帰ります。
- 同乗者の行動の責任も含めて船長が全責任を追います。
- 小型船舶操縦者法、小型船舶船長の遵守事項、海上衝突予防法、港則法、その他関係法令を遵守し、万が一法令違反をした場合は船長(借主)が、全責任を負います。
- 航海範囲は中城湾内とします。
- 急発進急停止や急ハンドル操作は、緊急時を除いて、絶対にしません。
- 気象・海象予報における情報収集や情報分析の判断は自己責任にて行います。
- 魚釣り等でデッキが汚れた分は清掃し返却します。
- トーイングや船舶等の曳航には使用しません。
- 救助や曳航を利用された場合、操船や使用方法が原因の場合は、実費をお支払いいたします。

希望使用年月日	令和 年 月 日
	時 分～ 時 分

※御社の貸出条件を満たしていますので、ボートをお借りするにあたり、船長として誓約内容を遵守し、万が一の船を破損させたときは、正直に申告し、誠意をもって免責金額10万円をお支払い致します。

記入年月日	令和 年 月 日
船長(借主)	
住所	
氏名	
電話番号	
同乗者氏名①	同乗者氏名②
同乗者氏名③	同乗者氏名④